



告示第31号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、歳入の  
収入事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令第15  
8条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

横浜町長 石橋 勝大



1. 収納代行事業者の住所及び法人指名

東京都中央区京橋2丁目2番1号 京橋エドグラン13階

株式会社さとふる

2. 収納代行事業者に納付させる歳入

インターネット(さとふる)を利用して納付させるふるさと納税寄附金

3. 収納代行事業者に歳入を納付させる期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日



告示第32号

地方自治法施行令第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので告示する。

令和3年4月1日

横浜町長 石橋 勝大



1. 指定代理納付者の住所及び法人指名

東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル25階

ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社

2. 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネット(さとふる)を利用して納付させるふるさと納税寄附金

3. 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日



告示第 3 3 号

地方自治法施行令第 2 3 1 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので告示する。

令和 3 年 4 月 1 日

横浜町長 石橋 勝大



1. 指定代理納付者の住所及び法人指名

東京都千代田区紀尾井町 1 - 3

PayPay 株式会社

2. 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネット(さとふる)を利用して納付させるふるさと納税寄附金

3. 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日